



二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百十八号**

昭和四十七年九月二日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（笠見地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百十九号**

昭和四十七年九月一日付で北条町長から申請のあつた土地改良（国坂東地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百二十号**

昭和四十七年七月十九日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（溝口地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十一号

昭和四十七年七月十九日付で溝口町長から申請のあつた土地改良(添谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十二号

昭和四十七年七月十九日付で溝口町長から申請のあつた土地改良(福島地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨

の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
-----------	---------

下味野地区ほ場整備事業	昭和四十七年三月二十五日
-------------	--------------

鳥取県告示第七百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、青木堰水利組合共同施行委員長中島常雄から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
-----------	---------

大塚地区かんがい排水事業	昭和四十七年三月二十五日
--------------	--------------

鳥取県告示第七百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
-----------	---------

大石地区農道整備事業	昭和四十七年三月十六日
新井地区農道整備事業	昭和四十七年三月十六日
楠城地区農道整備事業	昭和四十六年三月十六日
三代寺地区老朽ため池補強事業	昭和四十六年三月十四日
岡益地区老朽ため池補強事業	昭和四十六年一月三十日
吉野地区農道整備事業	昭和四十七年二月十六日

鳥取県告示第七百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
-----------	---------

恩志地区かんがい排水事業	昭和四十七年三月二十日
--------------	-------------

鳥取県告示第七百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
河原地区農道整備事業	昭和四十六年三月二十五日
田原谷地区農道整備事業	昭和四十七年三月二十五日
蔵内地区農道整備事業	昭和四十七年三月二十五日

鳥取県告示第七百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
広木地区農道整備事業	昭和四十七年三月二十五日
岡井地区農道舗装事業	昭和四十六年十二月二十日

鳥取県告示第七百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、湯山土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
湯山地区農道舗装事業	昭和四十六年三月二十日
山湯山地区農道整備事業	昭和四十六年二月二十日

鳥取県告示第七百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、左近土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
左近地区農道整備事業	昭和四十六年三月二十五日

鳥取県告示第七百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	江原地区農道整備事業 武信地区農道整備事業 馬場地区かんがい排水事業 常清地区農道整備事業 大木屋地区農道整備事業
工事完了年月日	昭和四十七年三月二十四日 昭和四十七年三月二十一日 昭和四十七年三月二十一日 昭和四十六年三月二十日 昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県告示第七百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	余子地区かんがい排水事業
工事完了年月日	昭和四十六年十二月十日

鳥取県告示第七百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、日吉津村長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	富吉地区農道整備事業及びかんがい排水事業 富吉地区農道舗装事業 今吉地区農道舗装事業 海川地区農道舗装事業
工事完了年月日	昭和四十五年三月二十五日 昭和四十六年十一月三十日 昭和四十五年十二月三日 昭和四十六年八月二十四日

鳥取県告示第七百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、高瀬川共同施行委員長藤原松太郎から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	彦名地区かんがい排水事業
工事完了年月日	昭和四十七年三月十日

鳥取県告示第七百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、安倍共同施行委員長永本勝美から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	安倍地区農道舗装事業
工事完了年月日	昭和四十六年三月五日

鳥取県告示第七百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	桑仙地区農道舗装事業 陣構地区農道整備事業
工事完了年月日	昭和四十六年十一月十五日 昭和四十七年一月十八日

鳥取県告示第七百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	羽田井地区農道整備事業 赤坂地区農道整備事業
工事完了年月日	昭和四十七年三月二十一日 昭和四十六年五月三十日

鳥取県告示第七百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	西原白浜地区農道整備かんがい排水事業
工事完了年月日	昭和四十五年三月二十五日

鳥取県告示第七百三十九号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号（廢の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県立博物館 鳥取市東町二丁目一三」を「鳥取県立博物館 鳥取市東町二丁目一二四」に改める。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3第3項の規定により、危険

物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和47年10月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 昭和47年11月29日 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

鳥取市行徳1-222 鳥取市消防本部  
 倉吉市蔵城279 鳥取県中部総合事務所  
 倉吉市明治町1031の28 倉吉商工会議所  
 米子市糺町1の160 鳥取県西部総合事務所  
 米子市富士見町2の162 米子市消防本部  
 米子市加茂町2丁目16 米子商工会議所

2 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

3 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第4項の規定に該当する者
- (2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第5項の規定に該当する者

4 受験手続

- (1) 受験願書受付期間

昭和47年10月11日から10月25日まで（郵送による場合は、10月25日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚（受験願書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、免状の写しを添付するとともに、その免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

- ア 甲種危険物取扱者試験 1,500円
- イ 乙種危険物取扱者試験 1,000円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課



クリーニンソグ業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニンソグ師試験を次のとおり実施する。

昭和47年10月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時

- (1) 学科試験 昭和47年10月20日 午前9時から午前12時まで  
 (2) 実地試験 昭和47年10月20日 午後1時から午後5時まで

2 試験の場所

- (1) 学科試験 鳥取市東町1丁目220番地 県庁第1会議室  
 (2) 実地試験 鳥取市茶町321 中河ランドリー

3 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者  
 (2) クリーニンソグ業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者

4 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識  
 (2) 公衆衛生に関する知識  
 (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

- (1) 提出書類  
 ア 受験願書(別記様式による。)

イ 履歴書

ウ 写真(手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で撮影したものと、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書提出先

ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県厚生部衛生課

(3) 受験願書提出期間

昭和47年10月3日から昭和47年10月11日まで。ただし、郵送の場合には、昭和47年10月11日の消印があるものまで有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印をしないこと。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、実地試験用としてワイシャツ1枚及びズボン1本を持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石破二期 殿

本 籍

住 所

氏 名

㊟

年 月 日 生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】